

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市障害者施策審議会
根拠法令等	川崎市障害者施策審議会条例
設置年月日	昭和47年4月1日
所掌事務	<p>(1) 障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること。</p> <p>(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。</p> <p>(3) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。</p> <p>(4) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>
委員数	20人以内
委員の構成	<p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>(3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>(5) 市職員</p>
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 電 話 200-2654 ファックス 200-3932
ホームページアドレス	